

市税の徴収猶予の特例制度 よくある質問

Q1 「事業等に係る収入」とは何ですか？

- ・ 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・ 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルス感染症の影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q2 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか？

- ・ 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q3 フリーランスも特例の対象になりますか？

- ・ フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q4 パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか？

- ・ パートやアルバイトの方を含む給与所得者の方も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q5 「遡ってこの特例を利用する」とはどういうことですか？

- ・ 令和2年2月1日以降の納期限であって既に納期限を過ぎている場合、令和2年6月30日までに申請を行えば、徴収猶予の特例の対象となり、納期限から1年間は延滞金なしで猶予を受けることができます。

Q6 「収入や現預金の状況が分かる資料」とはどのようなものですか？

- ・ 例えば売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなどが該当しますが、資料の提出が難しい場合には口頭により状況をお伺いします。
- ・ また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

Q7 収入が20%以上減少していない場合、猶予はできませんか？

- ・ 特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（この場合、年1.6%の延滞金がかかります）。

詳しくは花巻市収納課にご相談ください

☎ 0198-41-3531（ダイヤルイン）